## はじめに

子どもたちが、読書をとおして言葉を学び、感性や表現力、創造力を高め、生きる力を身に付けることは、豊かな人生を送るうえで欠かすことのできない大切なものです。しかしながら、急激な社会の変化により、子どもたちの活字離れや読書離れなどが懸念されています。

そこで、大刀洗町ではすべての子どもたちが読書をとおして豊かな心と生きる力を身に付けていくことを願って「大刀洗町子どもの読書活動推進計画」を策定いたしました。この計画に基づき、子どもたちの読書環境を整備し、町全体で子どもの読書活動の推進を行ってまいります。

この計画を推進していくためには、学校や保育園、町立図書館をはじめ、家庭や地域など多くの町民の方々のご協力が必要となります。今後とも皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました「大刀洗町子どもの読書活動推進協議会」 委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました方々に、心より感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

大刀洗町長 安丸 国勝



# 目次

| <ul><li>第1章 計画策定にあたって ・・・・・・・・・・ 1</li><li>1 子どもの読書活動推進の意義</li></ul>                              |
|---|
|   |
| <ul><li>2 発達段階に応じた読書活動の特性</li><li>3 子どもの読書活動の現状</li></ul>   |
| 3 子にもの就音泊割の現仏   |
| 第2章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・ 11 1 計画の目的 2 計画の位置づけ 3 計画の目標 4 計画の対象 5 計画の期間 © 「大刀洗町子どもの読書活動推進計画」体系表 |
|   |
| 第3章 計画推進のための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |
| 第4章 施策表 · · · · · · · · · · · · · · · · 24  |
| <ul><li>資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>   |
| 4 福岡県子ども読書推進計画(抜粋)  |
| 5 福岡県子ども読書推進計画(改訂版)(抜粋)   |
| 6 大刀洗町子どもの読書活動推進協議会設置要綱   |
| 7 大刀洗町子どもの読書活動推進協議会委員名簿   |
| 8 大刀洗町子どもの読書活動推進計画ワーキンググループ名簿   |
| 9 大刀洗町子どもの読書活動推進計画策定経過  |
| 10 用語解説   |

## 第1章 計画策定にあたって

#### 1 子どもの読書活動推進の意義

子どもは、読書をとおして言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにしていきます。また、読書は、子どもが自ら課題を見つけ解決する力を養うことにもつながります。変化し続けるこれからの社会の中では、自ら学び、考え、判断する力や、人を思いやる心など生きる力が必要となります。子どもの頃からの読書習慣の確立は、その後の豊かな人間形成や、人生をより深く生きる力を身に付ける上で、極めて重要なものです。このことから、すべての子どもたちがそれぞれの個性・発達段階に応じ、いつでもどこでも自主的に読書活動ができるような環境の整備が必要といえます。

国は、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない」と基本理念を示し、同法に基づき平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。さらに、これまでの取組みと成果、課題を踏まえ、平成 20 年 3 月に第二次計画を策定しました。この間、平成 17 年に「文字・活字文化振興法」が成立するとともに、平成 18 年 12 月に教育基本法が改正されたことを受けて学校教育法、図書館法が改正されるなど、子どもの読書活動に関連する法整備が進められています。

福岡県では、県内における子どもの読書活動推進のための総合的な指針として、平成 16 年2 月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、さらに、その取組みと成果を踏まえ、より効果的に子どもの読書活動を推進するために平成 22 年3月に改訂版を策定しました。

大刀洗町では、国の基本理念と県の基本方針に基づき、子どもたちが読書をとおして豊かな 心と生きる力を身に付けることを目指して「大刀洗町子どもの読書活動推進計画」を策定します。 この計画に基づき、子どもたちの読書環境を整備し、町全体で子どもの読書活動の推進に取り 組んでいきます。



#### 2 発達段階に応じた読書活動の特性

子どもの読書に対する興味や能力は、心身の発達段階や発達課題と密接に関係しているといわれています。子どもの読書活動について考えるための基礎として、それぞれの時期に応じた読書の特性について、以下のようにとらえることができます。

#### · 乳幼児期

乳幼児期においては、保護者による絵本の読み聞かせ\*が主となります。

乳児期の子どもは、保護者やまわりの大人からの語りかけによって、言葉を獲得していきます。 そして、家庭や地域での読み聞かせ等により絵本と出会い、親子の絆を深めながら本が好きになっていきます。

幼児期になると、言葉が豊かになり、本に興味を持って自らすすんで絵本を手に取るようになり、物語の世界を想像して楽しむことができるようになります。また、保育園や図書館等で集団での読み聞かせに参加することは、家庭とは違った読書体験が広がり、一人読みへのステップの一つとして大切な体験となります。

#### ・小学生

小学生になると、読書の喜びを知り、自ら本を読みたいと思うようになります。文字を覚え、徐々に主体的に読書の習慣を身に付けていきます。読書の楽しさを体験できる機会を設けて、読書に対する興味関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要になります。

- 1、2年生の時期は、文字が読めるようになったからと一人読みさせてしまいがちですが、まだまだ文字を追うので精一杯です。この時期にたくさん読み聞かせをしてもらい本の楽しさを知ると、自らすすんで本に手を伸ばすようになります。
- 3、4年生になると、興味が多様化してきます。物語が苦手でも、科学や自然、工学などの 知識の本を好む子もいます。子どもたち一人ひとりの興味や関心に応じた本を薦めていくこと も大切です。
- 5、6年生になると、生活体験も豊かになり、幅広い分野の中から自分の目的に合った本を 適切に選択できるようになります。この頃は読書から離れやすい時期なので、本の紹介など子 どもが本を読みたくなるような働きかけが必要です。そのためにも、周りの大人自らが積極的 に本を楽しむことが重要です。

#### ・中学生・高校生など

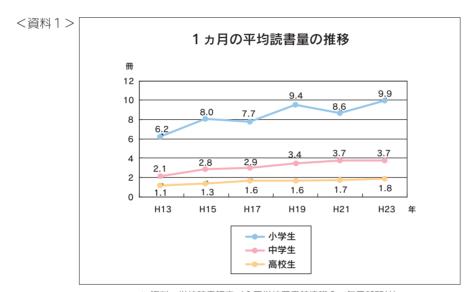
中学校・高等学校へ進むに従い、読書の広がりや深まりが進み、より豊かな読書体験を重ねていきます。そして豊かな心を育み、自分で未来を切り開いていく力を身に付けていきます。しかし、勉強やクラブ活動、趣味などで、読書にかける時間が少なくなる傾向にあります。読書を習慣付ける取組みを継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要になります。

#### 3 子どもの読書活動の現状

#### (1) 子どもの読書活動の現状

近年、インターネットや携帯電話等のさまざまな情報メディアの発達・普及をはじめ、子どもたちを取り巻く生活環境は著しく変化しています。また、幼少期に読書習慣が身に付いていない子どもの「読書離れ」が指摘されてきました。

実際の読書活動状況についてみると、平成 23 年度の第 57 回学校読書調査\*によれば、1 ヵ 月の平均読書量は、小学生が 9.9 冊(平成 22 年度 10 冊)、中学生が 3.7 冊(同 4.2 冊)、高校生が 1.8 冊(同 1.9 冊)となっています。平成 22 年の国民読書年よりは減少していますが、過去 10 年間の推移をみると読書量は増加しています(資料 1)。



※資料:学校読書調査(全国学校図書館協議会·毎日新聞社)

また、1ヵ月間に1冊も本を読まなかった者の割合(不読率)は、小学生6%、中学生16%、高校生51%となっています。10年前の不読率(小学生11%、中学生44%、高校生67%)と比べ、小中高いずれも低くなっており、読書に対する関心が深まっているようです。特に中学生の変化が著しく、全国的に広がっている学校での「朝の読書活動\*」等の取組みにより、読書習慣が根付いた生徒が増えているようです。

しかし、1ヵ月の平均読書量や不読率の小中高の結果を比較すると、学校段階が進むに従い 読書離れする傾向にあることがうかがえます。また、ブックスタート事業\*や学校での取組み等 により本を読む子どもたちが増えた一方で、雑誌もマンガも読まないという子どもも増えてい るようです。本を読む子と読まない子の二極化が進んでおり、子どもを取り巻く読書環境によ り個々の読書活動に差がでているのではないかと考えられます。今後、すべての子どもたちが 読書を楽しむことができる環境を整えることが必要です。

<sup>・ \*</sup>を付記した用語につきましては、資料編の用語解説を参照ください。

#### (2) 大刀洗町における子どもの読書活動の現状

本町の人口 15,440 人のうち、18 歳未満は 2,786 人です。そのうち町立図書館における 18 歳未満の利用登録者は 1,550 人で、約 56%の登録率となっています(平成 23 年 3 月末現在)。計画策定にあたり、本町の子どもや家庭の読書活動の現状を把握するために、次のとおりアンケート調査を行いました。

#### 【読書についてのアンケート】

調査時期: 平成 22 年 11 月

調査対象:町内4小学校の2年生、4年生、6年生及び中学2年生

599人 (回収率 約97%)

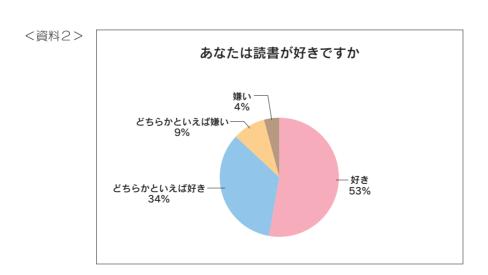
町内5保育園児の保護者及び子育て支援センターちゃおの来所者

179人 (回収率 約60%)

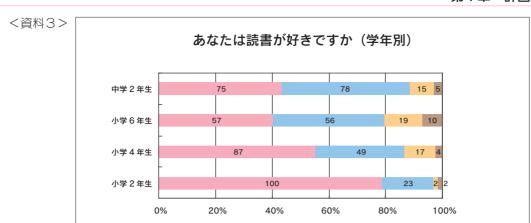
#### ア 小・中学生の読書の現状

本町では、町内全ての小・中学校の学校図書館に図書司書を配置しています。また、すべての学校で朝の読書活動\*や読書週間\*の取組みが行われています。子どもたちは、学校の図書館をよく利用しているようです。

アンケート調査の結果では、約9割の子どもたちが、読書が「好き」「どちらかといえば好き」と答えていますが(資料2)、学年が上がるに従い「好き」より「どちらかといえば好き」が増加しています(資料3)。学年が上がるに従い読書離れしている傾向があり、このことは全国的な傾向と類似しています。



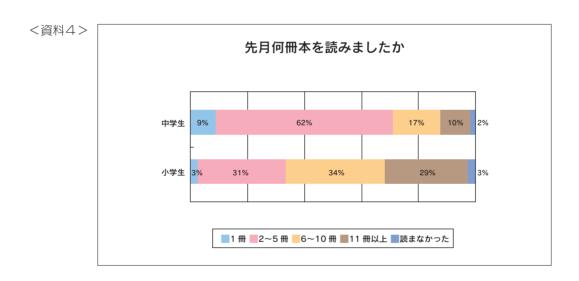
<sup>(</sup>注) \*を付記した用語につきましては、資料編の用語解説を参照ください。



※グラフ内の数字は回答数を示しています。

■好き ■どちらかといえば好き ■どちらかといえば嫌い ■嫌い

1ヵ月間に1冊も読まなかった者の割合(不読率)は、小学生が3%、中学生が2%でした(資料4)。第57回学校読書調査\*結果の小学生6%、中学生16%よりも低く、全国と比較して読書への関心が高い傾向にあります。学校での読書活動の取組みの成果が表れているようです。

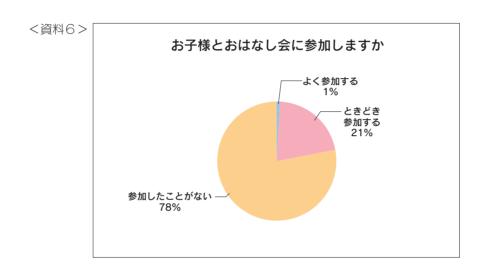


#### イ 家庭での現状

生活の基本の場である家庭は、子どもが本に出会い、今後の読書習慣を形成するための最も大切な場所です。本町では、乳幼児期から家庭で本に親しんでもらうために、おはなし会\*ヤブックスタート事業\*等を行っています。

しかし、アンケートの結果では、約3割の保護者が家庭での本の読み聞かせ\*を「(あまり) していない」と答えています(資料5)。また、町立図書館や子育て支援センターなどで行われているおはなし会も、約8割の保護者が「参加したことがない」と答えています(資料6)。 家庭での読書活動の啓発と図書館の広報をより積極的に行う必要があります。

<sup>(</sup>注) \* を付記した用語につきましては、資料編の用語解説を参照ください。



#### ウ 町立図書館の利用状況

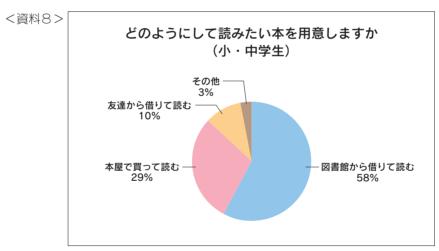
町立図書館では、子どもたちの多様なニーズに応えるため、絵本や児童書の充実に努めています。また、定期的におはなし会\*等を開催し、子どもたちに読書の楽しさを伝えています。町立図書館の平成22年度の18歳未満の登録者数は1,550人で約56%の登録率となっています。年間貸出冊数は13,775冊で、18歳未満の登録者一人あたりの平均貸出冊数は8.9冊でした。また、小学生の平均貸出冊数は14.6冊、中学生は6.9冊でした。

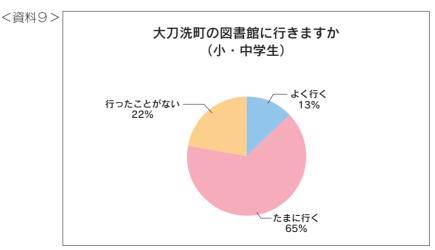
近年の町立図書館利用の推移をみると、児童書貸出冊数は減少傾向にあります(資料7)。

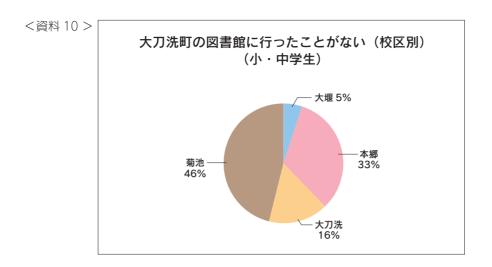


アンケート結果によると、子どもたちは、読みたい本を用意するのに学校図書館または公 共図書館をよく利用しているようです(資料8)。

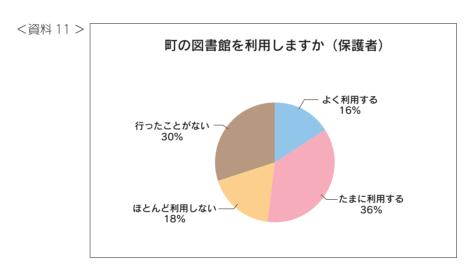
町立図書館も約8割の子どもたちが利用し(資料9)、その半数が他の市町の図書館も利用しています。町立図書館に行ったことがないと答えた子どもたちの校区の割合は、菊池校区が多く大堰校区が少ない結果となりました(資料10)。このことから、町立図書館から遠く離れた地区の子どもたちの利用が少ないことが明らかであり、何らかの対策が必要と思われます。

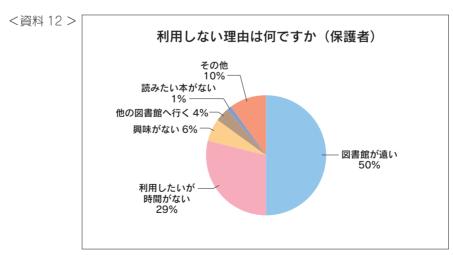






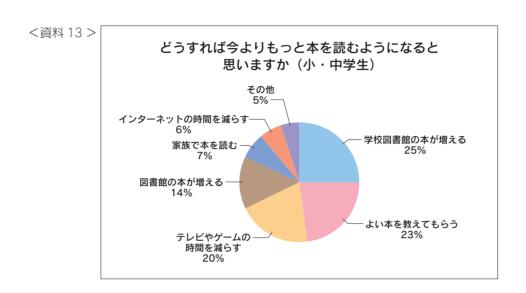
また、約5割の保護者が町立図書館について「ほとんど利用しない」「行ったことがない」と答えています(資料 11)。利用しない理由では、半数の方が「図書館が遠いから」と答えています(資料 12)。このことは、図書館利用促進の観点から大きな課題であると思われます。



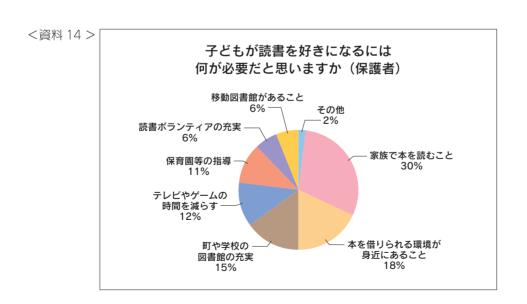


#### エ 読書活動推進に対する意識

小・中学生への「どうすれば今よりもっと本を読むようになると思うか」の質問では、「学校図書館の本が増える」「図書館の本が増える」が合計約 40%、「よい本を教えてもらう」が 23%となっており、学校や町立図書館への期待が感じられます(資料 13)。その他の意見では、本を読む時間をつくる、目標を立てる、習慣付ける、などがありました。



また、保護者への「子どもが読書を好きになるには何が必要だと思うか」の質問では、「家族で本を読むこと」が一番多く、「本を借りられる環境が身近にあること」「図書館の充実」と続いています(資料 14)。身近に本がある環境の整備が求められているようです。その他の意見では、小さい頃から本に触れること、などがありました。



 $<sup>^{*}</sup>$ を付記した用語につきましては、資料編の用語解説を参照ください。

#### オ 読書についてのアンケート結果より

子どもたちは、乳幼児期や小学生の時期には本に触れる機会が多い環境にありますが、中学校・高等学校と進むに従って読書に親しむ機会が少なくなり、読書量が減少する傾向にあります。また、子どもも保護者も図書館が遠く不便を感じており、身近に本がある環境を求めているようです。

保護者には読書の重要性が理解されており、多くの家庭で読み聞かせ\*が行われています。 その一方で、さまざまな理由で読み聞かせができていない家庭もあるようです。

本町では、今後、身近に本がある環境づくり、よい本の紹介、図書館の充実、学校や家庭での読書活動の推進等の取組みが必要になります。

#### ◎今後の課題

- ・家庭において親子で本に親しむ環境をつくるための啓発・広報活動を積極的に行う
- ・校区センターなど身近な場所で本に出会えるような環境を整備する
- ・保育園、学校での読書活動を推進する
- ・図書館施設、資料、サービスの充実を図る
- ・図書館活動や催し物等の広報を充実させる
- ・遠隔地の子どもたちの利用促進のため、移動図書館等の導入を図る



## 第2章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画の目的

家庭、地域、学校がそれぞれの持つ役割と機能を十分に発揮し、本町のすべての子どもたちがあらゆる場所で本と出会い、読書をとおして感性、知性を高め、生きる力を身に付けることができるような読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。

本町は、子どもたちが読書をとおして豊かな心と生きる力を身に付け、明るい未来を切り開いていくことを願い、**読書は未来への架け橋 ~読書ではぐくむ生きる力~**を合言葉として、町全体で子どもの読書活動の推進に取り組みます。

#### 2 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「福岡県子ども読書推進計画」を基本とした、本町における子どもの読書活動を推進するための計画です。

また、本計画は「第4次大刀洗町総合計画」、「大刀洗町教育施策要綱」、「大刀洗町次世代育成支援行動計画」等との整合性を図っていきます。

#### 3 計画の目標

#### (1) 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

家庭、地域、学校等がそれぞれの機能と役割を把握し、それに応じた取組みが主体的にできるよう努めます。また、子どもが身近に読書に親しむことができるような環境づくりを推進します。

#### (2) 子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

子どもの読書活動の意義や重要性について、子どもを取り巻く大人の理解を深めるために、 各関係機関と連携した地域ぐるみの取組みを推進するとともに、さまざまな機会を活用した 積極的な普及に努めます。

#### 4 計画の対象

○歳から概ね 18 歳以下の子どもとその保護者を対象とします。

#### 5 計画の期間

平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

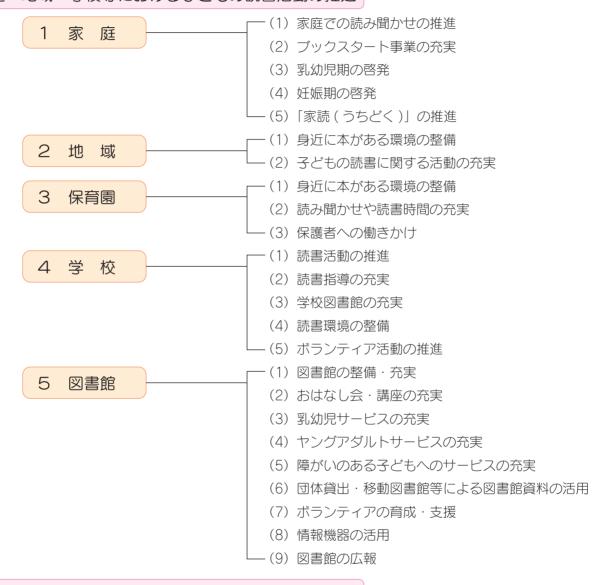
## 「大刀洗町子どもの読書活動推進計画」体系表

## 読書は未来への架け橋 ~ 読書ではぐくむ生きるカ ~

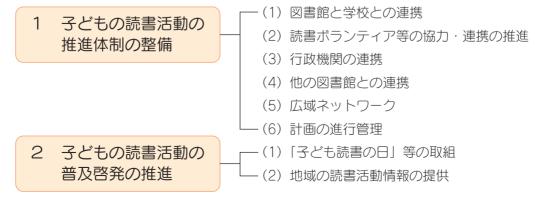
計画目標 I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

Ⅱ 子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

## Ⅰ 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進



#### Ⅱ 子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進



## 第3章 計画推進のための取組

計画目標(|、|)に基づいて、次のように取り組みます。

## I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

### 1 家庭

家庭は、子どもたちの生活の基本であり、子どもが読書習慣を身に付ける場です。子どもの 読書活動には、保護者が家庭の中で読書とどう関わるのかが最も大きな影響を与えます。保護 者に対して家庭での読書に関する情報提供を行い、読み聞かせ\*の楽しさや読書の重要性につい て理解を促します。

#### (1) 家庭での読み聞かせの推進

おはなし会\*、絵本リスト等を活用しながら、家庭での読み聞かせを推進します。また、読み聞かせや読書の意義などについて、より関心と理解を深めるために、読書に関する情報提供を積極的に行い、おはなし会や講演会への参加を促します。

## (2) ブックスタート事業\*の充実

本町では、ブックスタート事業として、4~5か月児健診時に絵本のプレゼントや読み聞かせを行い、絵本をとおして親子の絆を深めることの大切さを保護者に伝えています。スタッフの資質向上に努め、この事業を継続していくことで、家庭での読書活動を支援します。加えて、ブックスタート事業を受けられなかった家庭へのフォローに努めます。



ブックスタートの様子

#### (3) 乳幼児期の啓発

本町では、ふぁーすとブック事業\*として、1歳6か月児健診時に読み聞かせや子どもの年齢にふさわしい絵本の紹介、おすすめ絵本リストの配布等を行い、絵本を通じた生の声による親子のコミュニケーションの大切さを伝えています。その場で絵本の貸出を行うなど、この事業をさらに充実させ、家庭での読書活動の啓発に努めます。



ふぁーすとブックの様子

#### (4) 妊娠期の啓発

母子健康手帳を交付するときに、子育てハンドブック及び妊婦や乳幼児へのサービスを紹介したパンフレットを配布します。また、パパママ学級\*で読み聞かせ\*の大切さや読書の楽しさ、喜びを紹介し伝えます。



おすすめ絵本リスト、パンフレット

#### (5) 「家読(うちどく)\*」の推進

子どもが読書習慣を身に付けるには、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむことが大切です。「家読」は「家族ふれあい読書」を意味し、家族で本を読んでコミュニケーションをはかる取組みです。「家読」を推進することにより、家庭での読書環境の向上と家族の絆づくりを進めます。

#### (具体的な取組)

- ・PTA研修会等を通じた子どもの読書活動の啓発
- ・ブックスタート\*スタッフのスキルアップ研修会等の実施
- ・ふぁーすとブック事業\*の充実

#### 2 地域

地域には、子どもの読書活動を支えるさまざまな施設や活動があります。地域のなかで、子どもたちが本に出会い、人とのコミュニケーションを図っていくことは大きな意味を持ちます。それぞれの施設の特性を活かして、子どもたちが自主的に読書に親しむ環境づくりが大切です。

校区センターや学童保育所は、子どもやその保護者にとって身近な活動や交流の場です。読書をより身近なものにするために読書環境を整備し、子どもの読書活動を推進します。

#### (1) 身近に本がある環境の整備

校区センターや学童保育所等において、子どもたちが身近に本を手に取れる環境づくりを推進します。また、図書館の団体貸出\*・巡回文庫\*や除籍資料、地域や家庭に眠っている資料等を有効活用し、資料の充実を図ります。



校区センターの図書スペース

## (2) 子どもの読書に関する活動の充実

子どもたちが本に出会い、親しむために、おはなし会\*の実施を推進します。また、子どもの読書活動についての関心を深めるために、読書に関する情報の提供や一般向けの講座等の開催を推進します。

#### (具体的な取組)

- ・図書館の団体貸出・巡回文庫、図書館除籍資料の活用
- ・おはなし会の開催

#### 3 保育園

保育園は、子どもたちが読み聞かせ\*をとおして絵本の楽しさを知り、想像力や豊かな心をは ぐくむとともに、本との出会いが広がる場所です。子どもたちが自ら本を選んだり、集団での読 み聞かせを体験することで感動を共有し、読書の世界をみんなで楽しむことができます。また、 保育園での読書活動が家庭での読書につながることも期待できます。

本町の保育園では、保育士による絵本の読み聞かせや紙芝居などの読書活動が日常的に行われています。また、読書ボランティアによる読み聞かせを行っているところもあります。

## (1) 身近に本がある環境の整備

子どもたちがいつでも絵本に親しめるような図書スペースの設置を推進します。さらに、図書館の団体貸出\*・巡回文庫\*や除籍資料等を活用して、資料の充実を図ります。



保育園の図書スペース

#### (2) 読み聞かせや読書時間の充実

就学前の子どもたちへの読書の働きかけは、絵本の読み聞かせが中心となるので、読み聞かせやおはなし会\*を実施し、絵本やお話を楽しむ機会をつくります。



保育士による読み聞かせ

#### (3) 保護者への働きかけ

保護者に乳幼児期からの読書(読み聞かせ\*)の大切さを伝え、成長に応じた絵本の選び 方やおすすめ絵本リスト等の紹介をします。また、おはなし会\*や講座等の情報を積極的に 提供し、参加を促します。さらに、親子で本を楽しめるように、保育園での家庭への本の 貸出を検討します。

#### (具体的な取組)

- ・図書館の団体貸出\*・巡回文庫\*、図書館除籍資料の活用
- ・読書ボランティア等によるおはなし会の開催
- ・図書館だよりや絵本リストの作成および配布

#### 4 学校

学校は、すべての子どもたちが本と出会い、読書の楽しみを知るきっかけとなる場所です。 このことは家庭における読書活動にもつながり、本への関心や興味を高めてくれます。また、 学校図書館はこの時期の子どもたちの最も身近にある図書館として、読書指導や資料提供を行 うなど、とても重要な役割を担っています。

本町では、町内すべての小・中学校の図書館に図書司書を配置しています。そして、すべての学校で朝の読書活動\*や読書週間\*の取組みが行われています。また、読書ボランティアによるおはなし会も定期的に行われています。

### (1) 読書活動の推進

朝の読書活動や読書ボランティア等による読み聞かせなど、学校全体での日常的・継続的な読書活動を推進します。また、「子ども読書の日\*」や「読書週間」にあわせた行事の開催など、児童・生徒の読書への関心を高める取組みの充実を図ります。



朝の読書活動の様子

#### (2) 読書指導の充実

司書教諭や図書司書による読書指導の充実を図ります。また、本に対する興味や関心を 高めるために、ストーリーテリング\*やブックトーク\*等にも取り組みます。さらに、読書 活動にかかわる研修や研究会への参加を促します。

#### (3) 学校図書館の充実

学校図書館の蔵書内容や蔵書数の充実と、図書管理システムの導入・ネットワーク化等を行い、読書センター・学習情報センターとしての役割を担うような学校図書館の整備、充実に努めます。また、学校図書館活用年間計画等を作成し、効果的な学校図書館の活用を促進します。さらに、小学生読書リーダー\*を養成し、学校図書館の活性化と児童の読書習慣の定着を図ります。

#### (4) 読書環境の整備

学級文庫等を設置することで、気軽に本を手にすることができる環境をつくります。さらに、図書館の団体貸出\*・巡回文庫\*等を活用して文庫資料の充実に努めます。

#### (5) ボランティア活動の推進

児童・生徒の読書活動推進のため、読み聞かせ\*等の学校読書ボランティア活動を推進します。



ボランティアによる読み聞かせ

#### (具体的な取組)

- ・「子ども読書の日\* | 等にあわせた読書活動の取組みの充実
- ・図書管理システムの導入
- ・小学生読書リーダー養成講座の実施
- ・学級文庫の設置・充実、図書館の団体貸出・巡回文庫の活用
- ・読書ボランティアによる読み聞かせの充実

#### 5 図書館

図書館は、子どもが本と出会い、読書を楽しむ機会を提供する場です。本や情報についてのネットワークの中心となる機関であり、子どもの読書活動についてもその推進拠点としての役割を担っています。

町立図書館では、資料の閲覧・貸出、リクエスト\*やレファレンスサービス\*のほかにも、読み聞かせ\*や本の紹介、読書ボランティアによるおはなし会\*の開催など、さまざまなサービスを提供しています。読書活動と図書資料に関する専門機関として、子どもの読書活動を推進していくための環境づくりに努めます。

#### (1) 図書館の整備・充実

子どもたちの図書館利用を促進するため、児童書コーナーの整備や子どもたちのニーズに応じた資料の充実を図ります。また、子どもの読書活動を推進するため、専門的知識、技術をもった職員の配置に努め、さらに、積極的に研修会に参加し図書館員の資質向上に努めます。

#### (2) おはなし会・講座の充実

読書ボランティアによる定例おはなし会、特別おはなし会を継続して実施し、より多くの子どもが本と出会える機会をつくります。また、夏休み等に親子で参加できるような企画や講座を開催し、図書館の利用拡大を図ります。



特別おはなし会(クリスマス会)

#### (3) 乳幼児サービスの充実

赤ちゃん向けのおはなし会を充実し、親子でふれあいながら読書に親しむ機会をつくります。また、ふぁーすとブック事業\*など乳幼児健診時に絵本の読み聞かせ等を行い、絵本の紹介や読書の大切さを伝えます。



赤ちゃんおはなし会

#### (4) ヤングアダルト\*サービスの充実

読書から遠ざかりがちな中学生・高校生へのサービスとしてヤングアダルトコーナーを設け、 展示やブックリストの配布など読書に興味を持つような取組みを行います。

#### (5) 障がいのある子どもへのサービスの充実

障がいのある子どもの読書活動を支援するために、音の出る絵本や布の絵本、大活字本など、障がいのある子どもも楽しめる本や資料の収集に努めます。また、点字図書館等の専門機関の紹介、相互貸借\*により、サービスの充実を図ります。

#### (6) 団体貸出\*・移動図書館\*等による図書館資料の活用

学校や保育園、子育で支援センター、学童保育所、読書ボランティア団体等への団体貸出・ 巡回文庫\*の実施や図書館除籍資料の配布により、身近に本がある環境づくりを支援します。 また、移動図書館等の導入を目指します。

#### (7) ボランティアの育成・支援

地域や学校等で活動している読書ボランティアに対して、読み聞かせ\*等の技術向上のための研修会の実施や読書相談を行い支援します。また、研修会や講演会等の情報を積極的に提供するとともに、ボランティア活動の場の提供に努めます。

#### (8) 情報機器の活用

子どもたちの多様な資料要求に応えるために、インターネット等による蔵書の公開や予約受付、県立図書館の横断検索\*システム等を活用し、サービスの充実を図ることで、子どもの読書環境をより豊かにします。

#### (9) 図書館の広報

図書館だよりの発行や図書館サイトを充実し、おはなし会\*や講座等の周知と図書館の広報活動に努めます。また、図書館見学やオリエンテーションを行い、図書館の利用促進を図ります。

## (具体的な取組)

- ・学童保育所等での出前おはなし会\*の実施
- ・ふぁーすとブック事業\*の充実
- ・団体貸出\*・巡回文庫\*の充実
- ・インターネット等による蔵書検索システムの充実
- ・図書館だよりの発行
- ・図書館見学やオリエンテーションの実施

#### (数値目標)

| 平成 23 年 3 月現状値     |          | 平成 28 年度目標値 |
|--------------------|----------|-------------|
| 子どもの<br>図書利用カード登録率 | 55.6 %   | 75%         |
| 子どもの<br>年間利用冊数     | 13,775 冊 | 15,000 冊    |
| 児童書蔵書数             | 25,776 冊 | 27,000 冊    |

※この表の子どもとは 18 歳未満を示しています。



## Ⅱ 子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進

#### 1 子どもの読書活動の推進体制の整備

子どもの読書活動を推進するためには、各関係団体との協力・連携が不可欠です。図書館が 中心となり相互の情報交換、連携支援を行い、子どもの読書活動の推進に関するネットワーク づくりをすすめます。

#### (1) 図書館と学校との連携

団体貸出\*など現在行っている取組みの充実を図るとともに、町立図書館司書と学校図書司書との交流の場を設け情報交換等を行い、連携を深めます。また、図書館と学校が連携して小学生読書リーダー\*の養成と活動推進を行い、子どもの読書活動の充実を図ります。

## (2) 読書ボランティア等の協力・連携の推進

地域や学校等の読書ボランティアの活動状況を把握し、活動支援を行います。また、読 書ボランティアの交流の場を設け、連携を深めます。

#### (3) 行政機関の連携

子育て支援連携会議\*において、子どもの読書活動に関する情報交換等を行うなど、行政機関内での連携を図り、町全体としての読書活動の推進に努めます。

#### (4) 他の図書館との連携

県立図書館をはじめとする他の公共図書館や関係機関との連携を図り、図書資料や情報 について相互利用や協力を行い、より効果的に読書活動を推進します。

#### (5) 広域ネットワーク

「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」等を通じて、他市町村と、子どもの読書活動の推進状況や推進事業に関わる情報交換のため連携協議を重ね、子どもの読書活動を推進します。

#### (6) 計画の進行管理

計画の具体的な取組みは、家庭、地域、保育園、学校、図書館などそれぞれの場で行われます。これらの活動をつなぎ、本町の読書に関する総合的な取組みとして実施していくことが大切です。そのために、関係機関や団体との意見交換等を行い、本計画の円滑な推進に努めます。また、「大刀洗町図書館協議会」を設置し、図書館運営や読書活動推進状況等について検討していきます。

#### (具体的な取組)

- ・「学校図書司書・町立図書館司書連絡会」の開催
- ・「子育て支援連携会議\*」の開催
- ・「大刀洗町図書館協議会」の設置

### 2 子どもの読書活動の普及啓発の推進

家庭、地域、学校等における子どもの読書活動を推進するには、読書活動の楽しさや必要性などについて、理解を深めることが重要です。あらゆる機会を通じて、子どもや保護者をはじめ広く町民に対して効果的な広報活動や情報提供を行い、周知に努め、意識啓発を図ります。

#### (1) 「子ども読書の日\*」等の取組

「子ども読書の日」(4月23日)や「こどもの読書週間\*」(4月23日から5月12日)、「読書週間\*」(10月27日から11月9日)には、子どもが参加できるようなイベントを実施し、子どもの読書活動の啓発・広報を行います。

また、町独自の取組みとして、「子ども読書の日」にちなんで**毎月23日を「家族で読書の日」** とし、読書活動の啓発に努めます。

#### (2) 地域の読書活動情報の提供

子どもがさまざまな場所で本に出会えるようにするため、地域の読書ボランティアの活動情報や、各団体が実施するイベントの情報を広く周知します。

#### (具体的な取組)

・ 大刀洗町読書の日の取組

「毎月 23 日は家族で読書の日」



## 第4章 施策表

| 施策項目                       |                            |  |  |
|----------------------------|----------------------------|--|--|
| I 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進 |                            |  |  |
|                            | (1) 家庭での読み聞かせの推進           |  |  |
|                            | (2)ブックスタート事業の充実            |  |  |
| 家庭                         | (3) 乳幼児期の啓発                |  |  |
|                            | (4) 妊娠期の啓発                 |  |  |
|                            | (5)「家読(うちどく)」の推進           |  |  |
| 地域                         | (1) 身近に本がある環境の整備           |  |  |
| 16 13%                     | (2) 子どもの読書に関する活動の充実        |  |  |
|                            | (1) 身近に本がある環境の整備           |  |  |
| 保育園                        | (2) 読み聞かせや読書時間の充実          |  |  |
|                            | (3) 保護者への働きかけ              |  |  |
|                            | (1) 読書活動の推進                |  |  |
|                            | (2) 読書指導の充実                |  |  |
| 学校                         | (3) 学校図書館の充実               |  |  |
|                            | (4) 読書環境の整備                |  |  |
|                            | (5)ボランティア活動の推進             |  |  |
|                            | (1) 図書館の整備・充実              |  |  |
|                            | (2) おはなし会・講座の充実            |  |  |
|                            | (3) 乳幼児サービスの充実             |  |  |
|                            | (4) ヤングアダルトサービスの充実         |  |  |
| 図書館                        | (5) 障がいのある子どもへのサービスの充実     |  |  |
|                            | (6) 団体貸出・移動図書館等による図書館資料の活用 |  |  |
|                            | (7)ボランティアの育成・支援            |  |  |
|                            | (8) 情報機器の活用                |  |  |
|                            | (9) 図書館の広報                 |  |  |
| Ⅱ 子どもの読書活動の推進体制の整備と普及啓発の推進 |                            |  |  |
|                            | (1) 図書館と学校との連携             |  |  |
|                            | (2) 読書ボランティア等の協力・連携の推進     |  |  |
| 子どもの読書活動の                  | (3) 行政機関の連携                |  |  |
| 推進体制の整備                    | (4) 他の図書館との連携              |  |  |
|                            | (5) 広域ネットワーク               |  |  |
|                            | (6) 計画の進行管理                |  |  |
| 子どもの読書活動の                  | (1)「子ども読書の日」等の取組           |  |  |
| 普及啓発の推進                    | (2) 地域の読書活動情報の提供           |  |  |

| 具体的な取組                       | 実施区分 | 関係機関·部署                    |
|------------------------------|------|----------------------------|
|                              | •    |                            |
| PTA研修会等を通じた子どもの読書活動の啓発       | 継続   | 学校                         |
| ブックスタートスタッフのスキルアップ研修会の実施     | 継続   | 保育園                        |
| ふぁーすとブック事業の充実                | 継続   | 図書館<br>  健康福祉課             |
| パンフレットの作成および配布               | 拡充   | 生涯学習課                      |
| 「家読(うちどく)」の広報・啓発             | 新規   | 学校教育課                      |
| 図書館の団体貸出・巡回文庫、図書館除籍資料の活用     | 拡充   | 図書館·企画財政課                  |
| おはなし会の開催                     | 新規   | 生涯学習課                      |
| 図書館の団体貸出・巡回文庫、図書館除籍資料の活用     | 拡充   | 保育園・図書館                    |
| 読書ボランティア等によるおはなし会の開催         | 継続   | 生涯学習課                      |
| 図書館だよりや絵本リストの作成および配布         | 新規   | 健康福祉課                      |
| 「子ども読書の日」等にあわせた読書活動の取組みの充実   | 継続   |                            |
| 読書活動にかかわる研修会への参加             | 継続   | 学校                         |
| 図書管理システムの導入、小学生読書リーダー養成講座の実施 | 拡充   | 図書館   図書館   学校教育課          |
| 学級文庫の設置・充実、図書館の団体貸出・巡回文庫の活用  | 拡充   | 生涯学習課                      |
| 読書ボランティアによる読み聞かせの充実          | 継続   |                            |
| 児童書コーナーの充実                   | 継続   |                            |
| 学童保育所等での出前おはなし会の実施           | 継続   |                            |
| ふぁーすとブック事業の充実                | 継続   |                            |
| ヤングアダルトコーナーの設置               | 継続   |                            |
| 資料収集、専門機関の紹介                 | 新規   | 図書館                        |
| 団体貸出・巡回文庫の充実                 | 拡充   |                            |
| 読み聞かせ等の技術向上のための研修会の実施、情報の提供  | 継続   |                            |
| インターネット等による蔵書検索システムの充実       | 拡充   |                            |
| 図書館だよりの発行、図書館見学やオリエンテーションの実施 | 継続   |                            |
|                              |      |                            |
| 「学校図書司書・町立図書館司書連絡会」の開催       | 新規   |                            |
| 読書ボランティア活動状況の把握、情報提供         | 継続   | 図書館                        |
| 「子育て支援連携会議」の開催               | 継続   | 凶音貼<br>     学校教育課          |
| 読書活動に関する情報交換、相互利用            | 継続   | 生涯学習課                      |
| 「北筑後地区子どもの読書活動推進連絡会議」への参加    | 継続   | 健康福祉課                      |
| 「大刀洗町図書館協議会」の設置              | 新規   |                            |
| 大刀洗町読書の日の取組「毎月23日は家族で読書の日」   | 新規   | 図書館                        |
| 読書ボランティア活動情報・イベント情報の提供       | 継続   | 学校教育課·生涯学習課<br>健康福祉課·企画財政課 |

## 資料編

| 1  | 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・                             | 27 |
|----|---|----|
| 2  | 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(抜粋)・・・・・・・                          | 29 |
| 3  | 第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(抜粋)・・・・                          | 30 |
| 4  | 福岡県子ども読書推進計画(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | 32 |
| 5  | 福岡県子ども読書推進計画(改訂版)(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | 35 |
| 6  | 大刀洗町子どもの読書活動推進協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 38 |
| 7  | 大刀洗町子どもの読書活動推進協議会委員名簿・・・・・・・・・                            | 40 |
| 8  | 大刀洗町子どもの読書活動推進計画ワーキンググループ名簿・・・・                           | 40 |
| 9  | 大刀洗町子どもの読書活動推進計画策定経過・・・・・・・・・・                            | 41 |
| 10 | 用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                  | 42 |

## 1 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日 法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共 団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定める ことにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子ど もの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、 感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けて いく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあ らゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整 備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する青務を有する。

#### (事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、 学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努める ものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

- 第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。) を策定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

#### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

- 第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### (子ども読書の日)

- 第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### (財政トの措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 子どもの読書活動の推進に関する法律に対する附帯決議

(衆議院文部科学委員会)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき 提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加に ついては、その自主性を尊重すること。

## 2 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

(平成14年8月国会報告)〔抜粋〕

#### 第2章 基本的方針

1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに 配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う 態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、 子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが 肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

#### 2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。

このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

#### 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国 民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、 読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

#### 3 第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画

(平成20年3月11日国会報告)[抜粋]

#### 第3章 基本的方針

第2章において示された取組・成果と課題、情勢の変化等を踏まえ、次の基本的方針の下、子どもの読書活動の推進に取り組む。

#### 1 子どもの自主的な読書活動の推進

読書を通じて、子どもたちは読解力や想像力、思考力、表現力等の生きる基礎力を養うとともに、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりすることができる。また、書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、自ら学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度が培われる。このため、子どもが自ら読書に親しみ、進んで読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進することが重要である。

また、読書は、子どもたちが自ら考え、自ら行動し、主体的に社会の形成に参画していくために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となる。特に、社会が急激に変化し、複雑化していく中で、個々人が読書活動などを通じて、生涯にわたって絶えず自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていくことは大変重要である。

このように、知的活動の基礎となる自主的な読書活動は、法律第2条や文字・活字文化振興 法第1条が規定するように、人格の完成と個人の能力の伸長、主体的な社会参画を促すものと して、民主的で文化的な社会の発展に不可欠のものである。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の重要性を踏まえて、 その推進を図る。

#### 2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。まず、子どもが読書に親しむ機会の充実に向け、それぞれが担うべき役割を果たすことはもとより、関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互に協力を図りつつ、取組を推進していくことが求められる。

このような観点から、国及び地方公共団体は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組を推進するとともに、必要な体制の整備に努める。

#### 3 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめるように配慮した環境作りが重要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるように努めることが重要である。 このため、発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動 を広げ、読書体験を深めるような機会を提供するとともに、そのための環境作りに努めることが が肝要である。あわせて、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、 家庭、地域、学校において子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備そ の他の諸条件の整備・充実に努める。

#### 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿を見たりするなどして読書意欲を高めていく。このように、子どもが自主的な読書態度や読書習慣を身に付けていく上で、特に、保護者、教員、保育士等子どもに身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことが重要である。このため、子どもを取り巻く大人を含めた社会全体で読書活動を推進する気運を一層高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に理解を広め、関心を高める必要がある。

このような観点から、国及び地方公共団体は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的 気運の醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

#### 4 福岡県子ども読書推進計画

#### (平成 16 年2月福岡県教育委員会)〔抜粋〕

#### I 基本的な考え方

#### 1 基本目標

#### (1) 読書の意義

福岡県は、「将来の夢や目標を持ち、それに向かって努力する人間性豊かな青少年の育成」を目指す県民運動「青少年アンビシャス運動」を推進しています。

平成 13 年の「青少年アンビシャス運動 100 人委員会」(会長: 江崎玲於奈 芝浦工業大学学長) 中間報告において、運動展開の3つの原則と「子どもがアンビシャスになるための 12 の提案」が掲げられました。

その提案の一つが、「読書をしよう」というものです。提案では、「自分の意見をしっかり持ちつつ、他人とのコミュニケーションをするためには、日ごろからしっかりした考え方や順序よく話すことが必要です。そうした能力を養うのは読書です。読書により知識を得、考えを深めることができます。読書は他人を思いやる心や自己の内面を見つめ直すまたとない機会です。」としています。

この「福岡県子ども読書推進計画」において、読書活動とは、読書という本を読む行為と、読書に 関する様々な活動とを併せたものをいいます。

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、 人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものです。

平成 15 年度の第 49 回学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)によれば、1カ月の平均読書量は、小学生が8.0 冊、中学生が2.8 冊、高校生が1.3 冊と、年齢とともに本を読まなくなっています。また、1カ月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生9.3%、中学生31.9%、高校生58.7%で、依然として子どもの読書離れが深刻な状況であることがうかがえます。

福岡県では、平成 12 年の「子ども読書年」を契機として、子どもの読書活動を推進するために、10 分間読書運動の実践、本の読み聞かせなどによる子どもの読書活動の推進、読書ボランティアの育成とその活用促進などの施策を積極的に推進してきたところです。「朝の 10 分間読書」等では、「学級の態度が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、さらにその取組の輪が広がっています。また、県内において、乳児と保護者がともに絵本に親しむことができる機会を提供するブックスタート運動に取り組む市町村も増えています。

子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方策であることを 認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

#### (2) 計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境 の整備を推進します。

子ども(おおむね 18 歳以下を指します。)の読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・

個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の 範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となります。子どもは絵本の絵を見ながら 語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どもの絆が強まり、 読書を楽しむきっかけが生まれます。

また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要です。

中学生・高校生では、読書を習慣付ける取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、 多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。

そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、読書推進ボランティア団体・グループなどが、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

#### 2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「ふくおか新世紀計画第2次実施計画」(平成 14 年度) の中には子どもの読書活動の推進が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

#### 3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

#### 4つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

#### (1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」があげられます。 まずは、「家庭」、「地域」、「学校」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、 課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。 「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を持っており、また、「地域」とともに、 完全学校週5日制に伴う休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、特に図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、国語などの各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを通じて、多様な読書活動が展開されているところです。また、学校図書館を活用した一層の子どもの読書活動の推進が期待されています。

#### (2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図る上から、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

## (3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

#### (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。

子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書 に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施できます。

また、書店商業組合(※)を通した各書店との連携・協力によって、さらなる子どもの読書推進を図ることが期待できます。

#### 4 計画期間

「福岡県子ども読書推進計画」の期間は、平成15年度から平成19年度までの5年間とします。

## 5 福岡県子ども読書推進計画(改訂版)

#### (平成22年3月福岡県教育委員会)〔抜粋〕

#### Ⅱ 基本的な考え方

#### 1 基本目標

#### (1) 読書の意義

「福岡県子ども読書推進計画」において、読書活動とは、読書という本を読む行為と、読書に関する様々な活動とを併せたものをいいます。

福岡県では、子どもの読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものであることから、家庭・地域・学校において、「読書推進ボランティアの養成及び活用促進」や「図書館間の連携・協力・ネットワーク化」等に取り組むことにより、子どもの読書活動を推進します。

子どもの読書活動の現状としては、平成 21 年度の第 55 回学校読書調査(全国学校図書館協議会・毎日新聞社)によれば、1カ月の平均読書量は、小学生が 8.6 冊、中学生が 3.7 冊、高校生が 1.7 冊となっています。また、1カ月間に1冊も本を読まなかった者の割合は、小学生 5.4%、中学生 13.2%、高校生 47.0%で、学校段階が進むにつれ子どもの読書離れが進む傾向であることがうかが えます。

本県では、学校での朝の活動時間を利用して、定例的な読書や本の読み聞かせなどを実施するとともに、読書推進ボランティアの育成とその活用促進などを積極的に行ってまいりました。特に、「朝の読書」等では、「学級の態度が落ち着き、集中力が増した」などの報告がなされており、その取組の輪が広がっています。

また、「豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持つたくましい青少年の育成」を目指す県民運動「青少年アンビシャス運動」において、「読書をしよう」を一つの活動目標として推進しています。

さらに、青少年アンビシャス運動と「車の両輪」として福岡県が進めている教育力向上福岡県民 運動では、学校が中心となって家庭、地域と協働しながら、「福岡がめざす子ども~志をもって意欲 的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい子ども~」を育成するための取組が行われて おり、読書活動についても様々な取組が行われています。

このように、子どもの読書活動の推進は、社会や学校が抱えている今日的な課題を解決する一方 策であることを認識し、県全体でその取組を推進していく必要があります。

#### (2) 計画の目標

子どもがそれぞれの発達段階・個性に応じ、自主的な読書活動が推進できるような環境 の整備を推進します。

子ども(おおむね 18 歳以下を指します。)の読書活動を推進するためには、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、それぞれの子どもの発達段階・個性に応じて、人間形成に役立つ質の高い本と出会うきっかけを作り、興味・関心を高め読書活動の範囲を広げ、様々な読書体験ができるような環境づくりを推進することが必要です。

乳幼児期においては、保護者による本の読み聞かせが主となります。子どもは絵本の絵を見なが

ら語りかけられることにより、想像力を高め、言葉を学ぶだけでなく、保護者と子どものきずなが 強まり、読書を楽しむきっかけが生まれます。また、地域の図書館等を利用して、親子や家族など 大人と子どもが共に読書を楽しむ時間を作ることも大切です。

小学生は、文字を覚え、徐々に主体的に読書を行う習慣を身に付けていきますが、読書の楽しさを体験できる機会を設け、読書に対する興味・関心を一層高め、読書を習慣付けることが重要です。

中学生・高校生では、読書を習慣付ける取組を継続するとともに、読書活動の幅を一層広げるために、多様な興味・関心に応じた読書環境の整備が重要です。そのためには、学校における教育活動の中だけでなく、あらゆる機会を通して、学校図書館や地域の図書館、ボランティア団体等が、それぞれ子どもの読書活動を推進するために期待される役割を果たすとともに、相互に連携した取組を進めることが必要です。

#### 2 計画の位置付け

「福岡県子ども読書推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第1項に規定される「県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」であり、また同条第2項の「市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定するに当たっての基本となるものです。

なお、福岡県の県政運営の長期的指針である「ふくおか新世紀計画第三次実施計画」(平成 18 年度)の中には子どもの読書活動の推進が位置付けられており、この「福岡県子ども読書推進計画」は、今後の福岡県内の読書に関するあらゆる機関、施設、団体等が、子どもの読書活動を推進していくための総合的な指針として定めるものです。

#### 3 計画推進のための基本方針

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

#### 4つの基本方針

- 1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

#### (1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもを取り巻く読書に関する環境として、大きく「家庭」、「地域」、「学校」があげられます。まずは、「家庭」、「地域」、「学校」が、子どもの読書活動を推進していくために担うべき役割、課題を把握し、今後推進していくべき方向性を明らかにする必要があります。

「家庭」は、乳幼児期の読書習慣を形成するのに重要な役割を持っており、また、「地域」とともに、 完全学校週5日制に伴う休日の時間の過ごし方を考える主体的な立場にあります。

「地域」は、域内に存在する子どもの読書活動に関係する施設、機関、団体・グループなどであり、特に図書館は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。図書館を中心に、読書活動推進団体等が従来から行っている読書活動の推進のための取組を一層充実させる必要があります。

「学校」は、国語科などの各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動など、学校の教育活動 全体を通じて、多様な読書活動が展開されているところです。また、学校図書館を活用した一層の 子どもの読書活動の推進が期待されています。

#### (2) 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実

子どもの読書活動を推進するためには、身近な図書館・学校図書館などが中心となった施策の推進が重要です。

また、子どもが身近なところで求める読書活動ができる環境の整備を図る上から、地域の実情に応じて、移動図書館車や各種施設を活用した図書室・図書コーナーの整備充実が必要です。

#### (3) 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化

子どもの読書活動を一層推進していくためには、それぞれの関係施設が有機的に連携・協力し、ネットワークを形成することが重要です。

特に、子どもの読書活動の推進の中心となる地域の図書館と学校図書館の連携を一層推進していく必要があります。

#### (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するには、子どもの読書の意義や重要性について、県民に対して理解と関心を深める必要があります。 子どもは、読み聞かせによって保護者の愛情とともに読書の楽しみを知り、また、大人の読書に対する認識が、子どもの読書意欲を高めます。

特に、保護者、教職員、保育士等が、子どもの読書活動の意義を理解し、積極的に推進、協力することによって、各関係機関、団体等が行う読書推進の取組がスムーズに実施できます。

また、書店商業組合(※)を通した各書店との連携・協力によって、更なる子どもの読書活動の推進を図ることが期待できます。

#### ※ 書店商業組合

県内の新刊書を販売している書店の大半が参加している、法のもとに経済産業省からの認可を 受けた書店団体であり、その社会的役割が大きいことから、良書を普及させるため様々な社会活動を行っている。

#### 6 大刀洗町子どもの読書活動推進協議会設置要綱

#### (平成22年11月25日教育委員会要綱第2号)

(設置)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第2項及び第4項の規定に基づく大刀洗町子どもの読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)の策定に関する必要な事項を協議するため、大刀洗町子どもの読書活動推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に揚げる事項について協議し、大刀洗町教育委員会(以下教育委員会という。) に提言する。
  - (1) 子どもの読書活動の充実及び町民への啓発に関すること。
  - (2) 子どもの読書活動に関するボランティアへの支援・育成に関すること。
  - (3) その他推進計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 協議会は、10名以内の委員をもって組織し、教育委員会が委嘱する。
- 2 委員は、次の者をもって充てる。
  - (1) 小学校代表
  - (2) 中学校代表
  - (3) 町内保育所連盟代表
  - (4) 町内読書サークル代表
  - (5) 福岡県立図書館
  - (6) 北筑後教育事務所
  - (7) 公募に応じた者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。但し、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失う。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会 議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (ワーキンググループの設置)

第7条 第2条に規定する事項の具体的な調査及び推進を行うため、ワーキンググループを置く ことができる。

#### (報酬等)

第8条 協議会委員の報酬及び旅費の支給については、大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年大刀洗町条例第17号)に定めるものとする。

#### (事務局)

第9条 協議会の事務局は、生涯学習課に置く。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年11月1日から適用する。

## 7 大刀洗町子どもの読書活動推進協議会委員名簿

| 職名                       | 氏 名               | 所属·役職名                   |
|--------------------------|-------------------|--------------------------|
| 小学校代表 〔◎会長〕              | 三笠 功二             | 菊池小学校長                   |
| 小学校代表                    | 髙松 久美子<br>(野田 美紀) | 大刀洗小学校教務主任<br>(大刀洗小学校教諭) |
| 中学校代表                    | 原裕子               | 大刀洗中学校教諭                 |
| 大刀洗町保育協会代表 (大刀洗町保育所連盟代表) | 長野美子              | 大堰保育園主任保育士               |
| 町内読書サークル代表               | 阿部 眞由美            | おはなしほっとたいむ代表             |
| 福岡県立図書館                  | 中野里恵              | 参考調査課長                   |
| 北筑後教育事務所                 | 遠藤 芳徳 (髙山 恭子)     | 社会教育主事補<br>(社会教育主事)      |
| 公募委員 〔○副会長〕              | 水城 まゆみ            |                          |
| 公募委員                     | 四ヶ所 啓二            |                          |
| 公募委員                     | 林 威範              |                          |

<sup>※ ( )</sup> は前任者

## 8 大刀洗町子どもの読書活動推進計画ワーキンググループ名簿

## 《ワーキンググループ》

| 所属等        | 氏 名              |
|------------|------------------|
| 企画財政課      | 木下 環             |
| 健康福祉課      | 案納 明枝            |
| 健康福祉課      | 重松 裕子 (棚町 佳菜)    |
| 健康福祉課      | 小川 銘子<br>(重松 京子) |
| 学校教育課      | 小松 純平<br>(吉田 佳奈) |
| 司書資格を有する職員 | 山田 恭恵            |
| 司書資格を有する職員 | 床島 真寿美           |

## ※( )は前任者

## 《事務局》

| 所属等    | 氏 名   |
|--------|-------|
| 生涯学習課長 | 福永康雄  |
| 生涯学習係長 | 矢野 智行 |
| 図書館係   | 中山 英樹 |
| 図書館係   | 原口 智美 |

## 9 大刀洗町子どもの読書活動推進計画策定経過

| 期日               | 事項   | 内 容                     |
|------------------|--|-------------------------|
| (平成 22 年)<br>11月 | 第1回ワーキンググループ会議<br>読書についてのアンケート調査           | アンケート内容の検討              |
| (平成 23 年)<br>1月  | 第2回ワーキンググループ会議<br>第1回協議会                   | アンケート結果 計画の概要説明、アンケート結果 |
| 3月               | 第3回ワーキンググループ会議                             | 計画骨子案                   |
| 5月               | 第2回協議会                                     | 計画骨子案                   |
| 6月               | 先進地視察                                      | 春日市民図書館、<br>小郡市立図書館視察   |
| 8月               | 第4回ワーキンググループ会議                             | 計画案                     |
| 9月               | 第5回ワーキンググループ会議                             | 計画案                     |
| 10月              | 第3回協議会                                     | 計画案                     |
| 11月              | 第6回ワーキンググループ会議<br>第4回協議会<br>第7回ワーキンググループ会議 | 計画案計画案計画案               |
| (平成 24 年)<br>1月  | 第5回協議会<br>パブリックコメント募集                      | 計画最終案                   |
| 3月               | 教育委員会<br>町議会全員協議会                          | 承認 報告                   |

#### 10 用語解説

## ア行

#### 朝の読書活動

朝の10分間読書運動として昭和63年に千葉県の高校教諭、林公により提唱された活動。「みんなでやる、毎日やる、好きな本でよい、ただ読むだけ」を原則としている。

#### 移動図書館

図書館を直接利用しにくい遠隔地域の利用者のために、資料を積んで定められた場所に行き、 貸出・返却業務を行うこと。

#### 家読(うちどく)

家庭での読書を習慣付けようと、2006年に(株)トーハンが提唱し始まった読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを図ることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている。

#### 横断検索

図書館資料を検索する時に、インターネットで公開している複数の図書館の蔵書データの中から、一度に検索することができるシステムのこと。

#### おはなし会

子どもたちを集めておはなしを聞かせる集まりのこと。学校や図書館などで、読み聞かせや ストーリーテリングなどを行い、子どもたちの読書意欲を喚起させる催し。

## 力行

#### 学校読書調査

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が毎年6月に共同で行っている調査。

#### 子育て支援連携会議

大刀洗町の子育でに関する課・団体等が連携し協力し合うことで、町全体で子育でを支援していくことを目的とした会議。現在、健康福祉課、生涯学習課、子育で支援センター、図書館、社会福祉協議会で構成されている。

#### 子ども読書の日

4月23日。平成13年12月「子どもの読書活動推進に関する法律」により施行。子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的としている。

#### こどもの読書週間

4月23日~5月12日。昭和34年にはじまり、平成12年の「子ども読書年」を機に現在の期間(3週間)に延長された。

## サ行

#### 巡回文庫

団体貸出の一種で、大刀洗町では、保育園、子育て支援センター等の団体に向けて、まとまった冊数の絵本や本を定期的に貸出・配本している。

### 小学生読書リーダー(活動推進事業)

福岡県教育委員会が主催する、小学生期における読書活動の充実と読書習慣の定着を図ることを目的とした、小学生を読書リーダーとして養成する事業。各学校の代表児童と司書教諭等に学校での読書活動に活かせるような講座・研修を実施する。平成 23 年度新規事業。

#### ストーリーテリング

語り手が、おはなしや本に書かれた物語を覚えて、子どもたちに語ること。「素話」・「おはなし」 等とも言われる。

#### 相互貸借

図書館が利用者の求める資料を所蔵していない場合、他の図書館から借用して利用者に提供すること。

## 夕行

#### 団体貸出

特定の団体またはその活動に対して、ある程度以上まとまった冊数の図書館資料を一定期間まとめて貸し出すサービス。

#### 読書週間

10月27日~11月9日の文化の日を中心とする2週間。昭和22年に始まり、読書の普及・推進と出版文化の向上を目的としている。読書推進運動協議会が主催。読書推進運動協議会とは、日本書籍出版協会、日本雑誌協会等7団体の総意により組織された社団法人であり、春の「こどもの読書週間」、秋の「読書週間」を主催するとともに、その他年間を通じて各対象別の読書運動を展開している。

八行

#### パパママ学級

妊娠期から育児まで夫婦が協力し合う大切さを理解してもらうために、これからパパママになられる方を対象に行っている教室。沐浴体験や妊婦体験など、年に3回ほど土日に開催している。

### ふぁーすとブック事業

大刀洗町におけるブックスタート後のフォローアップ事業。1歳6か月児健診を利用して、 読み聞かせをし、保護者に絵本の紹介や家庭での読み聞かせの相談を行っている。

#### ブックスタート事業

赤ちゃんと保護者が絵本を通じて心ふれあうきっかけをつくることを目的に、O歳児健診などを利用して、絵本のプレゼントや読み聞かせを行い、その重要性を保護者に伝える事業。

## ブックトーク

特定のテーマに沿って複数の図書を読み聞かせなどさまざまな手法を使って紹介し、読書への動機づけを図ること。

ヤ行

## ヤングアダルト

中学生・高校生などティーン・エイジャー、すなわち児童と成人の中間に位置する年齢層。

#### 読み聞かせ

子どもたちに本を見せながら声に出して読んで聞かせること。「読み聞かせ」は乳幼児にとって耳からの読書であり、子どもたちの読書への動機づけとしての意義は大きい。

ラ行

#### リクエストサービス

特定の資料に対する利用者からの要求に、図書館として利用可能な様々な方法を用いて、個別に応えていこうとするサービス。

#### レファレンスサービス

何らかの情報を求めている利用者に対して、図書館員が図書館の資料と機能を活用して、必要としている情報の検索方法を教えたり、情報又は情報源を提供したりするサービス。

## 大刀洗町子どもの読書活動推進計画

平成24年3月

発 行 大刀洗町教育委員会生涯学習課 〒830-1298

福岡県三井郡大刀洗町大字富多 819 番地 TEL: 0942-77-2670 FAX: 0942-77-2720